

委託事業実施内容報告書

平成21年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

【日本語教室の設置運営】

受託団体名 社会福祉法人 さぼうとにじゅういち

1 事業の趣旨・目的

日本に定住するために必要な日本生活事情の知識と、それに付随して必要となる日本語の習得。

日本に定住しようとする外国出身者にとっては、日本の様々な制度、システム、人間関係の構築は、大きな課題である。さぼうと21の学習支援室で学ぶ多くの学習者が、ある程度の日本語力を身につけているにもかかわらず、日本の事情が理解できていないために良好な人間関係が築けていなかったり、落ち着いた日常生活が営めなかったりということが非常に多い。彼らが生まれ育った母国での「常識」や、誤った情報による「思い込み」は、なかなか払拭することができず、彼らの日本定住を妨げている。

今回の生活事情講座を通じて、彼らが日本の普通の「生活者」と同じような知識・情報を得て、その考え方や感じ方を学ぶことにより、日本での日々の暮らし、将来の展望が開けることを期待する。紙面からだけでは得られない生の日本人の声や考え方を彼らに届けることができれば、彼らの定住が新しい方面に前進するものと確信している。

2 運営委員会の開催について

【概要】

開催日時	出席者	議題	会議の概要
9月9日 (水)	高橋敬子・西山敬子・ 中村陽子・矢崎理恵	計画実施(一部修正)の検 討と分担確認	当初の企画案をもとに検討。 事務所の移転、授業管理者 兼講師の引越し、通訳者の 家庭の事情などから、講義 開始を12月の日本語能力 試験後にすることで了解。 それまでの期間に、実際の 講義の内容について、さぼう と21通学者の意見を反映さ せるべく、土曜日の学習支 援室において、受講者の希 望や意見をヒアリング調査し ていくことで合意。 事務的作業は中村、講義内 容等の準備は矢崎が行うこ とを確認。

11月13日 (金)	高橋敬子・西山敬子・ 中村陽子・矢崎理恵	講義内容について	学習支援室での聞き取り等 をもとに、テーマの最終確 認。「日本の学校」「税金」 「ご近所づきあい」「仕事」が 身近で有益なテーマである ことを確認し、その方向で講 義内容を決定することで合 意。 また、講師の都合もあり、実 際の講義は3月の毎週土曜 日に集中して行うことを最終 確認。
2月19日 (金)	高橋敬子・西山敬子・ 中村陽子・矢崎理恵	参加者の確定 講義内容、配布物について	当初の予定より、かなり規模 が縮小されることもあり、文化 庁担当部署に事情を説明 し、実施の可否について確 認。 実施の方向でご助言いただ いたことを運営委員で確認 し、実施を決定。 聞き取り調査等により作成し た配布資料を確認の上、講 義の内容について検討。 個々の事情により疑問点や 関心事が異なることもあるだ ろうとの意見が多数を占め、 講義時間を1時間半～2時 間とし、残りの時間は質疑応 答、または個別対応をしてい くことに決定。
3月26日 (金)	高橋敬子・中村陽子・ 矢崎理恵	講義の報告・反省等 報告書の作成について	講義の実際の状況について 報告。今回の反省や今後の 課題などについて自由討 議。 報告書の作成は中村と矢崎 で担当することを確認。

【写真】



3 日本語教室の開催について

① 日本語教室の名称

「日本定住のための生活事情講座」

② 開催場所

認定 NPO 法人難民を助ける会事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-12-2 ミズホビル 5 階

③ 学習目標

受講者が、日本で生活していくために必要な日本生活事情の知識を得ると同時に、それに付随して必要となる日本語の語彙や表現を習得すること

④ 使用した教材・リソース

講義は主に講師作成資料を利用したが、その際に、以下の文献を参考にし、また、必要に応じて一部抜粋して講義の中で利用した。

*『Handbook of Learning Japanese and Life in Japan』(文化庁)

*『生活ハンドブック』((財)アジア福祉教育財団難民事業本部)

⑤ 受講者の募集方法

別紙のとおり、チラシを作成し、学習支援室内で掲示したところ、ロコミ等で規定の 15 名の受講希望者が集まったことから、当初予定していたチラシ郵送、メーリングリストなどは利用しなかった。

⑥ 受講者の総数 13 人 (実際に受講した人数)

* 申込みは 15 人だったが、実際に受講した人は 13 人であった。

⑦ 開催時間数(回数) 10 時間 (全 4 回)

日本語教室の具体的内容

回	開催日時	時間数	参加人数	国籍・母語（人）	教授者・補助者人数	内容
①	3月6日	2.5時間	6人	ミャンマー(ビルマ) ビルマ語	教授者1人	「日本の学校」 日本の教育制度・成績のつけ方・教育に要する費用などの具体的な情報と関連語彙 +教師への連絡のために必要な表現 +利用可能な東京都の奨学金制度情報
②	3月13日	2.5時間	11人	ミャンマー(ビルマ) ビルマ語	教授者1人	「税金」 主な税金の種類と内容・確定申告に関わる情報と具体的な記述の仕方・関連する語彙 +個別相談
③	3月20日	2.5時間	6人	ミャンマー(ビルマ) ビルマ語	教授者1人	「ご近所づきあい」 冠婚葬祭に関連する様々な行事・しきたりとマナー・ご近所づきあいで大切なルール・関連する語彙と表現
④	3月27日	2.5時間	8人	ミャンマー(ビルマ) ビルマ語	教授者1人	「仕事」 求職活動→職場のマナー、労働者として受けることのできる様々な権利・関連する語彙と表現 +個別相談

⑧ 特徴的な授業風景



3月6日(土) 受講生6名(全てミャンマー国籍)「日本の学校」

1 資料配布

- ① 日本の学校制度について、図の空欄に「小学校」「高専」など相談しながら皆で埋めていく。
できあがると、就学前～大学院の流れが分かる。
→皆、振り仮名があっても漢字で空欄を埋めようとしていた。
共同作業の過程で、「小学校」「高専」などの語彙を聞いたり口にしたりする。
その後、全員でそれらの語彙をリピート。
- ② 入学年齢、卒業年齢等について、講師より質問をなげかけながら、話をすすめる。
→かなり正確な数字があげられていた。
また、自国はどうなっているかを講師より質問し、日本との比較に入る。
→人により、回答がまちまちであった。
＞この時点で、ミャンマー出身者には、自国の高校卒業では、日本の大学に入る資格がないことを説明。さらに、その場合、どうしたら入学資格が得られるかという説明、日本語学校の準備教育課程について説明を加える。
→「授業料はいくらなのか」「どうして、すぐに入れないのか」「夜間高校とどう違うのか」など、それぞれの経験や環境から発せられる様々な疑問が出てきた。
- ③ 受験がいつの時点であるのか、その決定の仕方など、質問をなげかけながら進める。
加えて、親はどういうサポートをしたらいいのかを皆で考える。
→通知表の類を用意すべきであった。多くの受講生は子どもの通知表をしっかりと見たことがなく、こちらの説明を理解しかねる様子だった。
- ④ 資料にある他の語彙(義務教育、落第、中高一貫教育など、よく耳にするであろう教育関連の語彙)の説明
- ⑤ 『Handbook of Learning Japanese and Life in Japan』(文化庁)の語彙や表現の説明と練習
→時間が足りず、紹介のみ

2 有益な表現の練習

- ① 場面をいくつか与え、どんなタイミングで、誰に何と言ったらいいかを皆で考える
A: 子どもが欠席する時
B: 子どもの学校のことで、誰かに相談したい時
C: 子どもが近所のお友達の家へ、遊びに行った後、どうするか。
→子どもをどのように呼ぶか(自分の子供にちゃんづけはしないなど注意)、連絡をとるに
適当な相手、適当なタイミングとはいつなのかを話し合う。

3 教育費の資料配布

① 配布資料を皆で読み解く

→配布資料に、あえてルビをふらず、また、翻訳もつけなかった。数字をしっかりと見て、「何のお金なのか」という疑問をもってもらえば、理解が深まると考えたため。しかし、受講生は読めない漢字があると、その読み方に気持ちがいつてしまい、なかなか肝心の数字に注目してくれないという状態だった。

4 東京都の奨学金制度について説明

① 配布資料について説明

→直前で入手した資料であったため、翻訳をつける時間がなかった。「奨学金」「利子」「支給」など、その概念をしっかりとっていない方の場合、簡単な情報でも伝えるのは非常に難しいことを実感した。

3月13日(土) 受講生 11名(全てミャンマー国籍)「税金」

1 資料配布(税金について)

① 「国税」「地方税」には何があるかを皆に問いかけ

→「消費税」「区民税」「国民健康保険税」など、かなり正確な音で、様々な「税金」が受講生側からあがった。

2 資料配布(源泉徴収票)

① 源泉徴収票の本物を見せて、「これは何ですか」の問いかけ

→ほとんどの人が見たことある様子。ただ、源泉徴収票について受講生がもっている知識や情報の量は非常に個人差が大きかった。

② 源泉徴収票の中身を知る

→関連する様々な語彙を導入。「日本の学校」でもそうだったように、たとえば「控除」「扶養」などの概念を伝えることが非常に難しかった。

皆、「自分はこのような書類はもらったことはない。どうしてだ」「健康保険の分が控除になっていないのはどうしてだ」など、それぞれの疑問を質問し始め、この部分でかなりの時間を割くこととなった。

③ 確定申告の方法

→実際に申告することを考えて、何をもっていったらいいか、どう記入をするか、分からないことがあった時にはどうしたらいいかを皆で考える。

実際の申告書、源泉徴収票、国民健康保険税納付書などを配布して、申告書を書いてみる練習をするべきだった。

3 質疑応答

今回は、自分の手元にある源泉徴収票を持ち込み、疑問を解決したいという人が何人かいたため、それを一つの大きな動機としてとらえ、日本語で「質問する」「説明を聞く」「さらに質問をする」という自然な形で日本語でのやりとりを目指した。

予想通り、質問が色々出てきたのに加え、講師の回答を待つまでもなく、その事情を知る他の受講生が自分の経験談を話すなど、意味のある日本語でのやりとりが展開されていた。

例:A「前、辞めた会社が、もうつぶれてしまったので、源泉徴収票もらえないの。その時は、確定申告はできないですか。」

B「あ、私も前に同じ様な経験があるけど、その時は、税務署の人が給与明細でもいいって言ってくれた。だから、給与明細で大丈夫。給与明細はある？」

A「たぶんある。」

B「じゃ、大丈夫、大丈夫。それ、持ってって、税務署の人に見せればいい。」

また、受講生が定住をしていく際の姿勢が語り合われるという予想外の展開もあった。

例:A「友達のことだけど、会社の社長が「税金払わなくていい」と言ったので、その人は全然税金払っていない。払わなかったら、どうなる？」

B「私達も、日本で生活するんだから、日本人と同じ様にできるだけやったほうがいい。私はそうしたい。やるべきことはやって、一緒に生活したい。」

C「払わなかったらどうなる、じゃなくて、払うものは払うのが当たり前」

A「でも、罰がなければ、払わないと思うのも、普通……」

→結局、講義の後でも、それぞれが思うところを述べ合うなど、貴重なディスカッションの場を提供することとなった。

⑪ 支援者の名簿(⑦以外)

氏名	所属	専門分野及び日本語教育に関する資格	参加回数	当該教室での役割
矢崎理恵	元成蹊大学講師	日本語教育 大学にて日本語主専攻	4回	授業管理者兼講師
吉田早慧子	東京日本語教育センター講師	日本語教育 日本語能力検定試験合格	1回	アドバイザー

4 事業に対する評価について

① 当初の学習目標の達成状況

「受講者が、日本で生活していくために必要な日本生活事情の知識を得る」という当初の目標については、満足できる成果をあげたと言える。ただ、諸事情により、全10回の予定が全4回となったことで、テーマも4つしか扱えず、「日本の生活事情に関する、広い知識の習得」には至らなかった。

「付随して必要となる日本語の語彙や表現を習得する」という点では、大きな課題が残った。今回は、まずは情報の共有が必須ということで、受講生の日本語レベルは問わず、通訳をつけるなどして情報共有をはかることを優先させたが、その結果、「習得する日本語」「習得を目指す日本語」が全体としてはつきりせず、いわゆる「日本語の授業」らしい日本語の授業とはならなかった。

しかしながら、自分達の生活に密着したテーマについて知識を得ることから講義がスタートするため、「聞きたいことを聞く」「得たい情報を得る」ための、非常に自然な日本語でのやりとりが展開されたことは、今後の生活者日本語の指導・学習に、大きな示唆を与えるものであった。講義の時間も、質疑応答の時間も、全てが意味のある内容を扱うこととなり、講師の誘導なくとも、学習者間で自然にディスカッションが始まるなど、興味深い展開が確認されている。

② 学習者の習得状況

日本生活事情については、日本語力や日本滞在経験の長短による習得状況の違いは見られたが、各受講生が、それぞれのレベルに応じた知識と日本語語彙と、表現を習得したと言える。何人かの受講生が、講座で得た知識や語彙をもとに、実際に区役所や税務署に出向き、担当者から話を聞いてきたり、確定申告を行ったりしたと聞く。講座が教室内に留まるものではなく、実際の彼らの生活の現場に広がった点は、非常に有意義であったと言えるだろう。

③ 日本語教室設置運営の効果、成果

今回の日本語教室の設置は次の点で大きな成果を収めたと言える。

- 1 受講生が、生活の現場の中で抱えていた生活事情に関する疑問の一部を解決することができた。
- 2 受講生が、これまであまり意識していなかった日本のルールや日本人の習慣などについて、理解を深めた。
- 3 知識を得ることにより、自分達の生活を多少なりとも快適なものにしようという意識をもつようになり、日々の生活での能動的な行動に結びつけることができた。
- 4 生活者を対象とした日本語指導について、非常に有効な手段を確認することができた。身近で、かつ自分達の損得にもつながりうる「生活事情に関する知識」から学習をスタ

ートさせることにより、学習者は文字通り「生きた日本語」の習得に自然と向かっていくことができる。

5 文化庁や難民事業本部が発行した資料を有効に活用することができた。

多くの受講生がそれらの冊子をもっているにもかかわらず、実際に内容に目を通して
いる人は少ない。貴重な情報が、口頭で分かりやすく説明され、またそれらの情報を
他の受講生と共有できることで、初めて生きた情報として各人の中で意味をもつという
印象を受けた。

④ 地域の関係者との連携による効果、成果 等

今回の日本語教室については、とくに地域関係者と連携をはかるということではなかった
ため、その効果、成果については記す点がない。ただ、今回の生活事情講座の内容等につ
いてさらなる検討を加えた後は、多くの地域関係者と連携をとり、より多くの方々に有効
活用していただける形に展開させたいと考えている。

⑤ 改善点、今後の課題について(具体的に記述する。)

a. 現状

- 1) 定住外国人の多くが、日本の生活のルールや決まりごとについて、学べる場がほと
んどない。
- 2) 定住外国人の多くにとって、自国で経験のない概念について理解するのは容易で
はない。
- 3) たとえば「日本の学校」について、本やテレビから多少の状況を理解することがあつ
ても、具体的なケースに遭遇した際にどう対応したらいいのか、ということは確信がも
てずにいる。「PTAの役員をやったほうがいいのか」「子どもが熱を出して学校へ行け
ない時に、いつ誰にどのように連絡するのが一般的なのか」「どんな塾に行かせたら
いいのか」など、知識だけでは解決しきれない疑問を数多く抱えている。
- 4) 生活事情について知るための適切な教材が見当たらない。
- 5) 今回の講座の出席状況をみていると、テーマによって受講生の数にかなりの変動
がある。

b. 今後の課題

今回は、生活事情を話題として扱い、日本語力の向上も目指すという初めての試みで
あり、まだまだ今後、授業の展開の仕方などは研究が必要である。また、今回はミャンマ
ー語の通訳の方についていただいたが、国や母語を問わず、より多くの方々と情報を共有し
ていかなければならないであろう。

さらに、生活事情について、学べる場、学べる教材をより多く確保していく必要を感じる。
すでに自治体によっては、外国出身者のために有効な「生活ハンドブック」などを発行し

ている所も多いようだが、書かれた情報だけではその受け手の受容程度に限界がある。書かれた情報を現実のものとしてとらえていくために、情報について口頭で説明を受け、疑問を呈したり、是非を論じたりしながら、情報に対する理解を深めていく必要があるのではないかと考える。また、より多くの場所で、より多くの人々が情報をしっかりと受け止めていくために、映像による「日本生活事情紹介ビデオ」などがあれば、有効に活用されるのではないかと考える。

c. 今後の活動予定、展望

当法人としては、今回の日本語教室を通じて、定住外国人支援のために、次のような活動が有効であると確信している。

1) 定期的に短時間で繰り返し行われる「日本生活事情講座」の実施

まず、講座の進め方については、具体的、現実的なタスクの完了を目指し、また受講生同士が情報を確認しあうことにより、能動的な学習への取り組みが見られるようになるのではないと思う。

たとえば、「病院」というテーマをとりあげようとした場合に、一般には病院の用語やよく使われる表現、モデル会話などを示すことが多いのではないと思われる。だが、たとえば1人の外国人が病院に行ったときに遭遇するであろう状況、たとえば「問診票記入」のように具体的な事項を切り取り、その記入を一つのタスクとして設定すれば、そこで遭遇する語彙への理解を深め、自分に有用な語彙を探し出したり、実生活での対応策が検討できたりするのではないかと考える。教室内での学習過程そのものが現実の生活での行動と重なることとなる。

また、今回の受講生の受講状況をみると、やはり人により有用な情報は異なること、また、どの受講生もパートの仕事を複数抱え、多忙であることがうかがわれる。今後は、1回のテーマを小さなものに限定し、短時間で定期的に繰り返し日本生活事情講座を行い、受講生がその内容により受講するしないを決め、実生活に有効に生かしていくことが期待される。

2) 生活関連施設の見学や体験

昨年度は当法人では、防災館を皆で見学し、火災や地震対策の理解を深めることができた。メーカーのショールームや、ごみ処理場など、見学体験の機会を多く提供することで、日本生活事情に関する理解を深めてもらえるように思う。

3) 「日本生活事情紹介ビデオ」の作成

先にふれたとおり、日本生活事情を紹介するDVD教材があれば、有効に活用できるのではないと思う。その内容について、検討を開始したい。

⑥ その他参考資料

募集チラシ、及び授業の際に配布した資料の一部を添付する。(一部ミャンマー語訳あり)

にほんていじゅう

日本定住のための



せいかつじじょうこうざ

生活事情講座

むりょう

無料!

つうやく

通訳あり!

にほん

せいかつ

ひつよう

日本で生活するために必要な

せいかつじじょう

生活事情を

べんきょう

いっしょに勉強しませんか?

がつむいかど

3月6日(土)

にほんがっこう

日本の学校

がつにちど

3月13日(土)

ぜいきん

税金

がつはつかど

3月20日(土)

ごきんじょづきあい

ご近所づきあい

がつにちど

3月27日(土)

しごと

仕事

どようび

土曜日11時半

じはん

じ

~2時

・さぽうと21で

でんわ

03-5449-1331 に電話ください!

社会保険料 しゃかいほけんりょう
 金 かね
 地震保険料 ちしんほけんりょう
 生命保険料 せいめいほけんりょう

<仕事> အလုပ်

1 どこで
ဘယ်မှာ

2 どうやって
ဘယ်လို၊ ဘယ်အခါ (ဘယ်အခါ)

① ハローワーク (公共職業安定所=職安)
ဘယ်လို၊ ဘယ်အခါ (ဘယ်အခါ)

求職申込書
အလုပ် ရောက်အောင်

② 求人雑誌
အလုပ် ရောက်အောင်

求人欄
အလုပ် ရောက်အောင်

履歴書
လုပ်ငန်း အကြောင်း

3 面接
အလုပ် အကြောင်း

① 服装
အလုပ် အကြောင်း

② 質問と答
အလုပ် အကြောင်း

* 給料や休みのことばかり聞かない。でも、確認はきちんとしておくこと。 確認はきちんとしておくこと。

* だらだら答えない。 だらだら答えない。

4 知っておきたいこと

① 職場でのルール
အလုပ် အကြောင်း

絶対無断で休まない。絶対に遅刻しない。 絶対に遅刻しない。

* 「おはようございます」 「失礼します」 「はい」 30秒以内で返す。 30秒以内で返す。

* 辞めたい時は、1か月前に話す。 1か月前に話す。

労働関係の決まり 労働関係の決まり

労働条件通知書 労働条件通知書

* 最低賃金 791円 (21.10.1~) 30分以内 30分以内

* 法定の労働時間 1日 1時間、1週 1時間、1週

* 法定の休日 週に1日以上 1日以上 1日以上

* 時間外労働 %増 30分以内 30分以内

* 休日労働 %増 30分以内 30分以内

* 深夜労働 %増 30分以内 30分以内

* 有給休暇 6か月以上勤務した後に 8割以上 8割以上

* 労災保険 勤すると、有給休暇が与えられる。 勤すると、有給休暇が与えられる。

* 健康保険・厚生年金保険 正社員の4分の3以上 正社員の4分の3以上

健康保険・厚生年金保険 正社員の4分の3以上 正社員の4分の3以上

健康保険・厚生年金保険 正社員の4分の3以上 正社員の4分の3以上